

3. 自主防災組織 (地域災害対策本部、避難所運営委員会、町会)

大阪市自主防災活動マニュアル準拠

(1) 組織

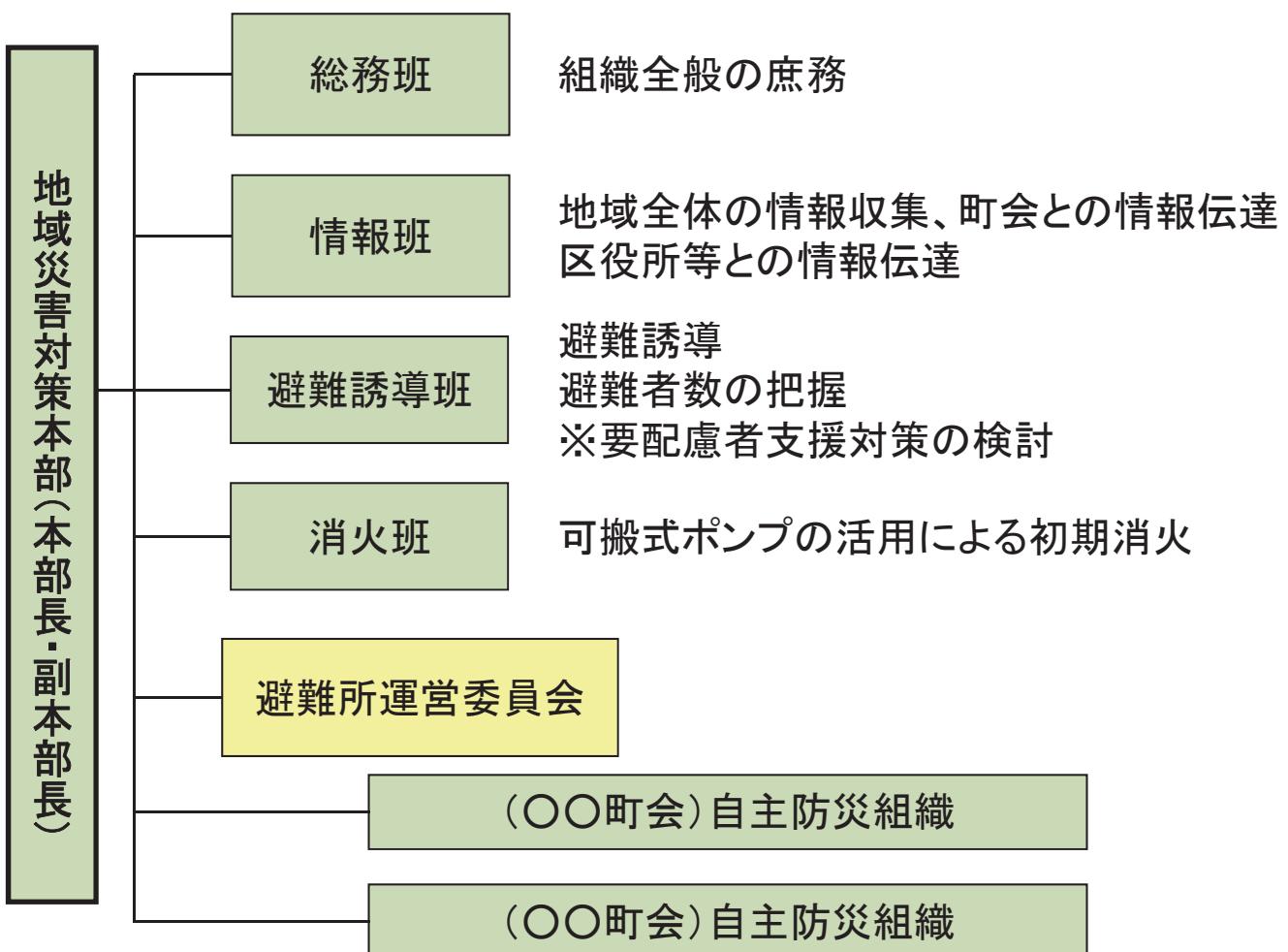
「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的で活動する自主防災組織は、吉野地域に居住及び勤務する広範囲な人たちで構成する組織とします。

(2) 地域災害対策本部の組織図・役割

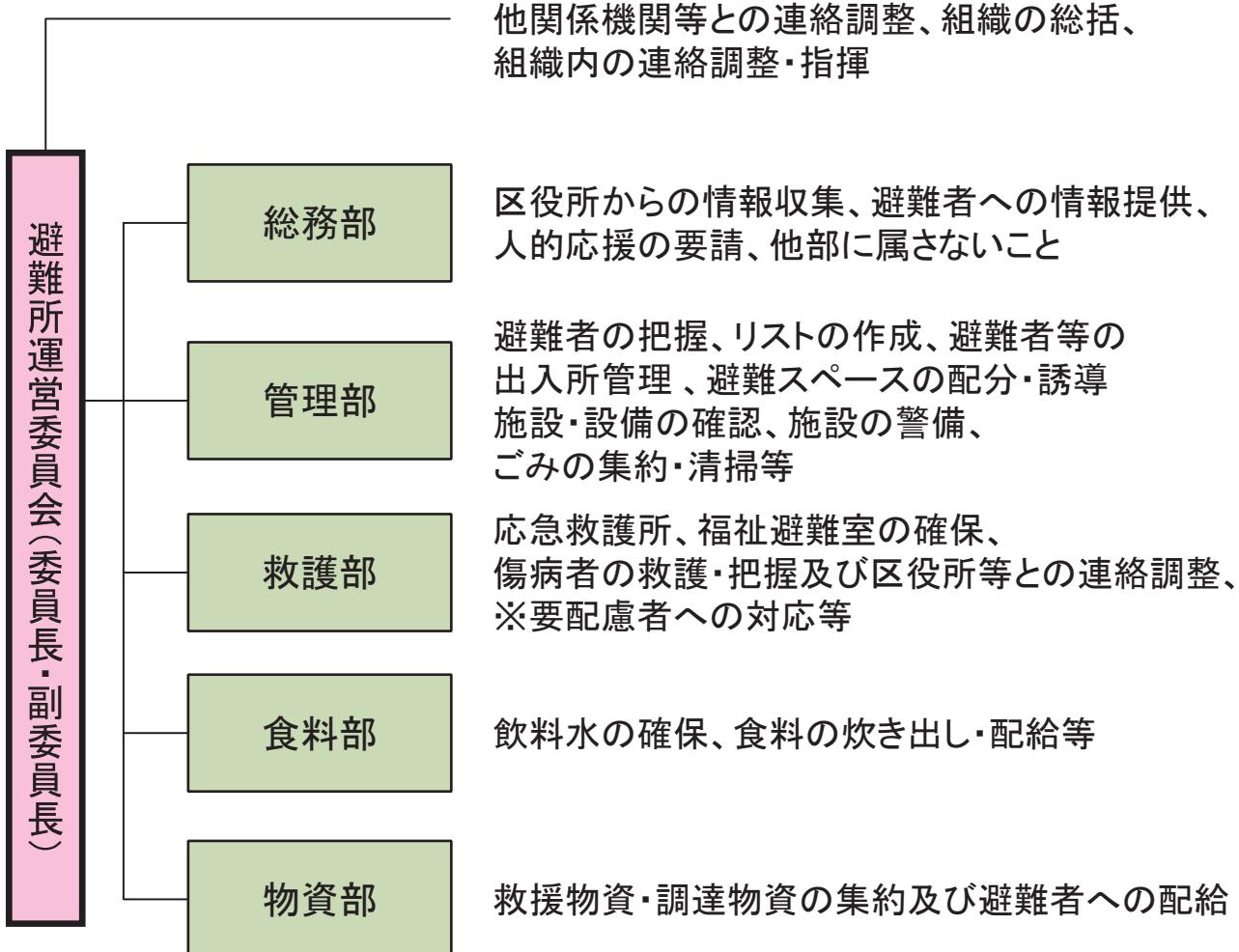
地域災害対策本部の各班員、避難所運営委員会の各部員は上記の組織員から決定することを原則とします。

地域災害対策本部は、地域や区からの情報の収集・伝達をすると共に、各町会と連携し、地域住民、特に要配慮者の安否確認や避難誘導を行います。

また、町会消火班と地域の初期消火活動を行います。



(3) 避難所運営委員会の組織図・役割



災害時避難所について：

- ①本部・救護所等については20頁の配置図案の記載通りに定めます。
発災時は一旦、住民を一時待機場所（体育館）に待機頂き、避難所運営委員会で配置（部屋割り）を決めます。
- ②配置図では、施設管理者との調整で、あらかじめ使用出来ないと判明している部屋については斜線で表示しています。
- ③部屋割りに関しては※要配慮者、女性への配慮を考えて設置します。
 - ※要配慮者：福祉避難室、場合により福祉避難所へ
 - 女性への配慮：
 - ・仮設トイレ（女性用）・女性更衣室・女性用物資保管庫
 - ・女性用物干し場など

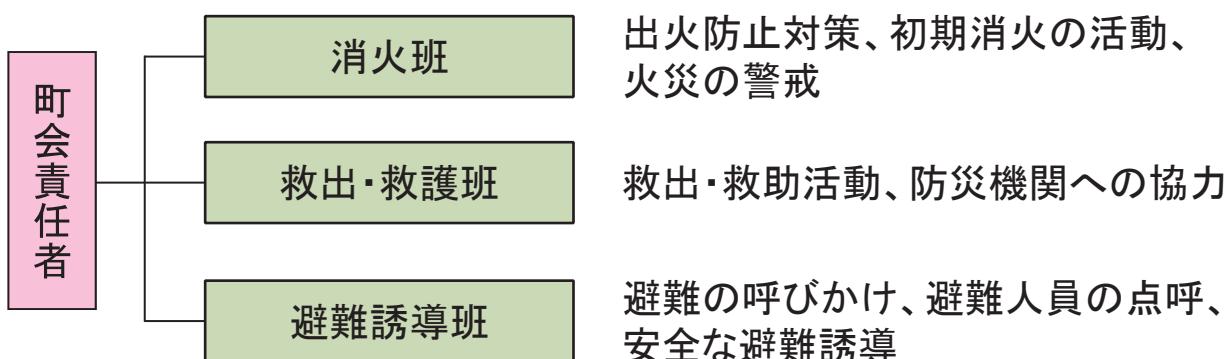
※要配慮者とは…高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など災害時に配慮を要する方
※福祉避難室とは…災害時に配慮を要する方が利用する部屋。避難所内の教室など
※福祉避難所とは…災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

(4) 町会の自主防災組織図・役割

各町会の責任者(町会に残って指揮を取る人)は各班の役割を担うリーダーを決め、町会員で班員を編成します。

下記班以外に、安否確認、情報の収集伝達、被害等の報告、デマ防止などの役割が必要です。

町会責任者は必要に応じて、これらを担当する班を編成します。



災害による被害状況や時期区分などに応じて、適宜、班編成を見直します。

特に災害が起きた直後は、初期消火活動や救出・救護活動に多くの人員が必要となったり、応急期には避難所の運営や情報の収集・伝達、復興期には復興に向けた組織づくりやボランティア及びNPO等との連携に多くの人員が必要となることが想定されますので、災害発生後の状況や時間経過などによって柔軟に班編成を行います。

(5) 避難所開設の準備

原則として、区災害対策本部長(区長)が避難所開設の要否を判断しますが、平成30年の大阪府北部地震の教訓を踏まえて、震災の場合の目安を設けることとしました。

区域において震度6弱以上の地震が発生した場合は、地域において地域災害対策本部を立ち上げ、地域の被災状況を確認します。原則として、吉野小学校に避難所を開設します。

学校園を避難所として使用する場合は、安全確保の観点から児童等を下校・降園させず校園内に留めた状況において、避難所を開設することも想定されるので、児童等の安全確保等の観点から、平常時や開設の事前に学校園長と十分に連絡調整するなど準備をしてください。



4. 自主防災組織および個人の日頃の取り組みと発災時の行動

(1) 日頃の取り組み

阪神・淡路大震災で発生した火災は285件を数えました。

拡大を防止するためには日頃から災害に備えて準備をしておくことが大切です。

各家庭で、以下の取り組みをしていただくように各町会で啓発・推進します。

①出火防止

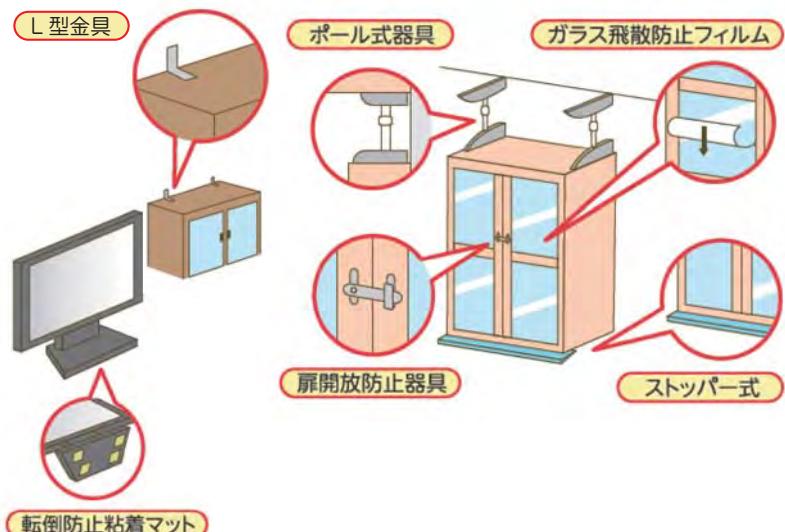
大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、次の事項の点検・整備を進めます。

- ・火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓状況
- ・可燃性危険物品(カセットボンベ・灯油など)の保管状況
- ・消火器など、消火用資機材の整備状況
- ・その他、建物等の出火の恐れのある危険箇所の状況

②家具転倒防止器具の取り付け促進

家具の転倒防止を推進するために次の事項を啓発・推進します。

- ・室内の危険箇所の点検
- ・安全対策、転倒防止策の検討
- ・家具の設置場所の変更や
転倒防止器具取り付け



[マンションで特に想定される被害と対応例]

- ・停電等によるエレベーターの停止(閉じ込め)
- ・家具・冷蔵庫等の転倒によるケガ
- ・玄関ドアが変形等で開かなくなる
- ・断水、排水設備の破損でトイレが使えない

[対応例]

- ◇閉じ込め対応キットの設置
- ◇家具の固定
- ◇避難路(ベランダ)の確保
- ◇食料、水、携帯トイレの準備

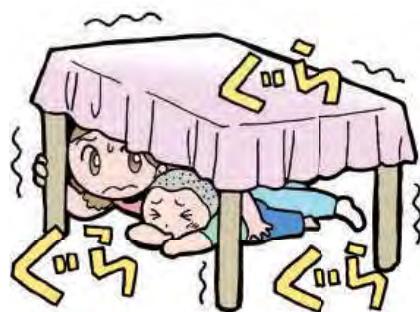


(2) 災害時の取り組み

【地震】

①災害発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭や体を守る。
- ・室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- ・都市ガスは震度5相当以上でほとんどのご家庭で自動的に遮断されますが、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備える。
- ・避難時は、電気器具等は電源を切りブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関のドア、扉を開け避難路を確保する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・災害の情報を取得する。



②安否確認

- ・自分と家族に被害が無い場合、白いタオルなどを玄関やドアノブなどに掛け安否を知らせる。
- ・町会責任者は町会別集合場所で町会役員に安否確認を実施させ、把握する。
- ・安否が不明な時は、救出・救護班と一緒に、救出・救護活動を行う。
- ・地域外に避難する場合には、町会別集合場所にいる班長、町会役員等へ避難先(連絡先等を含む)を伝える。



③初期消火

- ・火災発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらうと共に、消火器等にて初期消火に努める。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・火が大きくなり、消火が困難な時は、初期消火を中止し、身の安全を守るために避難する。
- ・要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- ・可搬式ポンプ等が準備できれば使用する。



④救出・救護活動

- ・救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に地域の住民や事業所が協力し合って活動する。
- ・フォークリフトやバール等、救助に活用できる有用な資機材は日頃から所有者や事業所に相談しておく。



⑤避難行動

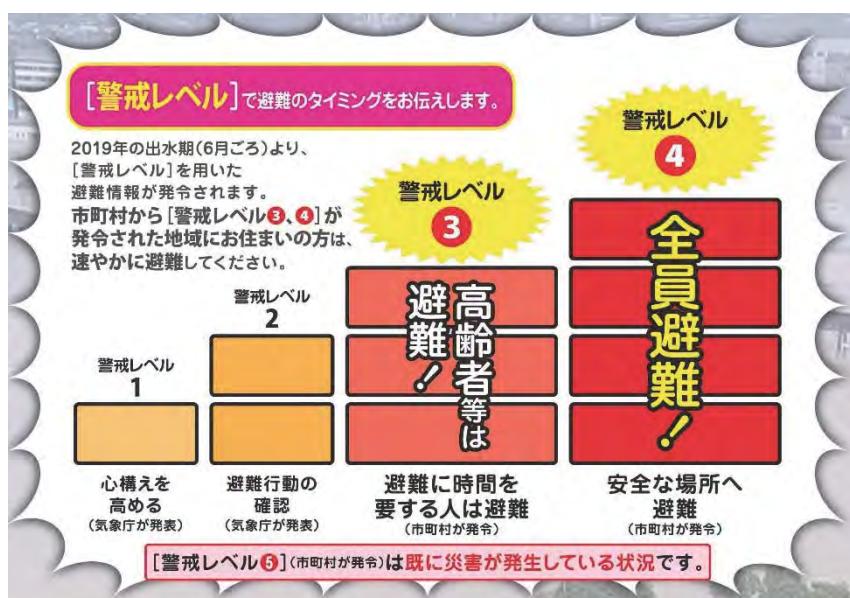
- ・町会別集合場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで自宅での生活ができない住民は、避難者名簿を作成し災害時避難所の吉野小学校へ避難する。



【水害時】

災害の発生時の行動

- ・テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
- ・水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
- ・「警戒レベル3」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- ・「警戒レベル4」の発令時は落ち着いて、直ちに全員避難する。
- ・夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。



5. 避難行動要支援者支援計画

「避難行動要支援者」とは、大地震や風水害などの災害が発生したときなど、安全な場所への避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。

また、避難所での生活においても大きな困難があるなど、まわりのひとの手助けや、特別な配慮が必要な人たちです。平常時に地域において見守り活動を実施している対象者は、災害時に「避難行動要支援者」となります。

避難時には隣人・友人など地域で助け合う『共助』に努めましょう。

1.要援護者名簿を活用した支援の実施

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、区役所が保有する要援護者情報を災害時の支援のために活用することに同意した要援護者に対する災害時の安否確認、避難支援の実施。

2.『避難行動要支援者名簿』の作成

①避難行動要支援者情報の収集目的

- ・災害時の安否確認、避難支援及び救出・救護等の実施。
- ・日頃の身守り活動の実施。

②避難行動要支援者情報の収集の対象者

- ・災害時に避難支援等を必要とし、名簿登録を希望する方。
- ・災害時の状況によっては手助けが必要になる方。

③避難行動要支援者情報の収集方法

- ・避難行動要支援者支援の取り組みについて周知し自発的に手を上げるよう呼びかける「手上げ方式」の実施。
- ・「手上げ方式」による収集状況を確認し、「同意方式」で実施。



3.『避難行動要支援者名簿』の管理方法

①(管理責任) 取得した情報の管理責任者は、連合町会長、民生委員長、女性会長とする。

②(安全管理) 「避難行動要支援者」情報(名簿、登録カード、電子データ等)は施錠可能な保管庫等で厳重に管理する。

③(第三者提供) 収集した避難行動要支援者情報を本人の同意なしに、次の共有者を除き第三者に提供することはできない。

共有者: 各町会長、各町会女性部長、民生委員、地域福祉コーディネーター、見守り相談室、福島区役所

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があるとき等を除く。

- ④(開示請求) 管理責任者は、保有する避難行動要支援者情報について、本人からの開示請求(開示、訂正、利用停止、削除、返却)に応じる。
- ⑤(守秘義務) 管理責任者、共有者は、正当な理由なく、避難行動要支援者情報を漏らしてはならない。
- ⑥(情報の正確性) 情報の変更等は、その都度情報を更新する。

4.「避難支援プラン(個別計画)」の作成

- ①避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。
- ②災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を避難行動要支援者やその家族と話し合い、「避難支援プラン(個別計画)」を作成する。
- ③支援者自身が被災することも想定されるので、複数人を選定しておく。
- ④支援者は、本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ避難行動要支援者に理解を得る。



5.避難行動要支援者への自助の促進

- ①家屋の安全確保(家具の固定、寝室の大きな家具の別の場所への移動、吊下げ型照明の揺れ防止金具での固定、ガラス窓への飛散防止フィルムの貼付、テレビの耐震グッズでの固定等)
- ②災害情報の収集手段の確認
- ③必需品、医療器具、生活用品などの確保(1週間程度分)



6. 災害時ボランティア

大規模な災害時に駆けつけてくれるボランティアに対して、救援・復旧作業などその能力を十分発揮できるよう、地域の災害対策本部は区役所、区社会福祉協議会と連携して受入調整を行います。

[災害時ボランティアの活動例]

- ・被災者への炊き出し
- ・救援物資の仕分け、配布、運搬
- ・家屋の片付けや清掃
- ・避難所や仮設住宅での生活者への支援
- ・高齢者や子どもの話し相手
- ・日本語が話せない方とのコミュニケーションなど

7. 備蓄について

★備蓄物資一覧表<吉野小学校 体育館上 4階備蓄倉庫>

種類	数量	種類	数量	種類	数量
毛 布	300枚	簡易トイレ (消耗品セット)	8セット	簡易担架	2台
エマージェンシーブランケット (緊急用毛布敷物)	50枚	ガス式発電機 (付属品:ガスボンベ4本)	2台 (4本)	水ペットボトル	75箱 (24本入り)
防水シート	120枚	ソーラー防災ライト (手回し充電式ラジオ)	1台	アルファ化米 (炊出し用)	20箱 (白飯10箱 五目10箱)
日用品セット	120セット	アルミマット	3箱 (16枚入り)	おかゆ (白粥)	2箱 <各50食入り>
簡易トイレ (本体)	4基	エアーマット	12枚	ビスケット	3箱 (60枚入り)

★資器材一覧表＜吉野小学校 体育館横 1階備蓄倉庫＞

種類	数量	備考	種類	数量	備考
バール	3本		布担架	1台	
ジャッキ	4本		ジャッキ	2台	
手斧	2本		かけや	1本	
のこぎり	3本		ラジオ	10台	
ロープ	40m 1本		懐中電灯	20本	
救急セット	1箱				

※可搬式ポンプ設置場所

①福島消防署



可搬式ポンプ収納庫 実際の写真

